

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（No.1）
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社神明 代表取締役社長 藤尾 益雄
【住所又は本店所在地】	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目 1 番21号
【報告義務発生日】	平成29年11月10日
【提出日】	平成29年11月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社増田製粉所
証券コード	2008
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社神明
住所又は本店所在地	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目1番21号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和25年10月18日
代表者氏名	藤尾 益雄
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	米穀の仕入・販売

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	管理本部 経営企画室 大畠 慧吾
電話番号	078-371-2207

（2）【保有目的】

主要株主として関係強化を目的に保有。但し、（6）「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者が保有する発行者株式について、平成29年11月10日付で公開買付応募契約を締結しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	134,391		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 134,391	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 134,391		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年11月10日現在）	V 911,641
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	14.74
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	14.74

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年11月10日	普通株式	1	0.00	市場外	処分	4805

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、日東富士製粉株式会社（以下、「買付者」といいます。）との間で、その所有する発行者株式の全てについて公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に応募する旨の公開買付応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を平成29年11月10日付で締結しております。当該応募契約の概要は以下の通りです。

買付者は提出者との間で、平成 29 年 11 月 10 日付で本応募契約を締結し、提出者が所有する発行会社の株式の全て（134,391株、所有割合 14.74%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約においては、提出者よる応募の前提条件として、（i）買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法かつ有効に開始されており、かつ、撤回されていないこと、（ii）買付者が、本公開買付けの開始日までに遵守又は履行すべき本応募契約に規定する義務（注）を全ての重要な点において遵守又は履行していること、並びに、（iii）本公開買付けを制限又は禁止する旨の裁判所による判決、決定又は命令その他処分（確定したものに限られない。）がなされていないこと、及び、第三者からこれらを求める裁判所への申立てがなされていないことが定められております。なお、提出者が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていません。また、本応募契約において、提出者は、本公開買付けへの応募の結果成立した株式の買付けに係る契約を解除しないものとされています。（注）本応募契約において、買付者は、（i）本公開買付けを実施する義務、及び（ii）秘密保持義務、を負っております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（Ⅱ）（千円）	
借入金額計（Ⅹ）（千円）	
その他金額計（Ⅲ）（千円）	
上記（Ⅲ）の内訳	
取得資金合計（千円）（Ⅱ+Ⅹ+Ⅲ）	

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地